

ID: 132

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場条例 第9条		
例規番号	昭和49年条例第18号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 町長は、特別の理由により必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日